（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　東京税関の総務部に、上席調査官十八人以内を、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、上席調査官それぞれ二人以内を、横浜税関及び長崎税関の総務部に、上席調査官それぞれ一人を、各税関を通じて総務部に、調査官八十九人以内を置く。

［２・３　略］

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［略］

２　［略］

３　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括監視官	特別監視官	保税地域監督官
函館税関	二人	一人	一人
東京税関	十九人	三人	三人
横浜税関	十七人	二人	四人
名古屋税関	八人	四人	三人
大阪税関	十二人	三人	四人
神戸税関	十四人	四人	四人
門司税関	四人	三人	一人
長崎税関	四人	一人	一人
合　計	八十人	二十一人	二十一人

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百四十人以内及び監視官四百八人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　大阪税関の監視部に、上席調査官六人以内を、東京税関及び神戸税関の監視部に、上席調査官それぞれ五人以内を、横浜税関及び名古屋税関の監視部に、上席調査官それぞれ四人以内を、門司税関の監視部に、上席調査官二人以内を、函館税関の監視部に、上席調査官一人を、各税関を通じて監視部に、調査官三十九人以内を置く。

［２・３　略］

（業務部に置く課等）

第三百一条　［略］

２　［略］

３　統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、通関業監督官、首席通関業監督官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括認定事業者管理官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の各税関別定数は、次のとおりとする。

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　東京税関の総務部に、上席調査官十八人以内を、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、上席調査官それぞれ二人以内を、横浜税関及び長崎税関の総務部に、上席調査官それぞれ一人を、各税関を通じて総務部に、調査官八十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

	統括監視官	特別監視官	保税地域監督官
函館税関	二人	一人	一人
東京税関	十八人	三人	三人
横浜税関	十七人	二人	四人
名古屋税関	八人	四人	三人
大阪税関	十二人	三人	四人
神戸税関	十五人	四人	四人
門司税関	四人	三人	一人
長崎税関	四人	一人	一人
合　計	八十人	二十一人	二十一人

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百二十三人以内及び監視官四百七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　大阪税関の監視部に、上席調査官六人以内を、東京税関及び神戸税関の監視部に、上席調査官それぞれ五人以内を、横浜税関及び名古屋税関の監視部に、上席調査官それぞれ四人以内を、門司税関の監視部に、上席調査官二人以内を、函館税関の監視部に、上席調査官一人を、各税関を通じて監視部に、調査官四十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（業務部に置く課等）

第三百一条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］